

排水水の測定・記録・保存が必要です

水質汚濁防止法等に基づく特定施設の届出書に記載されている排水水の水質項目には、**1年に1回以上の測定と記録** および **その記録の3年間の保存**の義務があります。

※測定結果を記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。



現在の届出内容を確認していただくとともに、届出項目に過不足があれば、変更の届出を行ってください。

測定項目

- 排水基準が適用される項目のうち、規則様式第1号別紙（排水水の汚染状態及び量）に記載した項目（その他の項目については必要に応じて測定）

測定・記録・保存

- 排出口ごとに年1回以上測定（ただし、雨水専用排出口は除く）
- 所定の様式に記録し、3年間保存

罰則の内容

- 測定結果の記録・保存がされていない場合又は虚偽の記録をした場合 30万円以下の罰金

別紙4（一部抜粋）

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における 施設番号	種類・項目	No.1 排出口		No.2 排出口	
		通常	最大	通常	最大
排水水の 汚染状態	pH				
	BOD				
	SS				
	T-N				
	T-P				
	硝酸性窒素等				
				
				
				
				
排水水量 (m ³ /日)					

← 水質の測定項目は、左記様式に記載した項目（赤枠）です。

- ⚠ 届出内容（原材料など）に変更はありませんか？
- ⚠ 毎年、1回以上の測定を行っていますか？
- ⚠ 測定の記録は保存していますか？
- ⚠ 排水基準は守られていますか？

<お問合せ先>

※大津市内は大津市環境政策課(077-528-2735)にお問い合わせください。

環境政策課 TEL:077-528-3365 (制度全般について)	
南部環境事務所 TEL:077-567-5444 (草津市、守山市、栗東市、野洲市)	湖東環境事務所 TEL:0749-27-2255 (彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)
甲賀環境事務所 TEL:0748-63-6134 (甲賀市、湖南市)	湖北環境事務所 TEL:0749-65-6650 (長浜市、米原市)
東近江環境事務所 TEL:0748-22-7758 (近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町)	高島環境事務所 TEL:0740-22-6066 (高島市)